

公示第175号
令和7年12月22日

業 者 各 位

支出負担行為担当官
防衛装備庁長官官房会計官付
経理室長 中村 惠一
(公印省略)

公 示

入札及び契約心得の一部を、別添のとおり改正しますので、お知らせします。
令和7年12月12日以降に入札公告等を行う建設工事から適用します。

添付書類：新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯</p>	<p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>1～3 [同左]</p> <p>4 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯</p> <p>[注] 工事を施工しない日又は時間帯を定めない場合は削除。</p>
<p>5～9 [略]</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 [略]</p> <p><u>2</u> 発注者は、受注者の施工する工事及び設計図書に示した他の機関の発注に係る他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、当該他の機関と調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該他の機関の発注に係る工事の円滑な施工に協力しなければならない。</p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 [略]</p> <p><u>2</u> 内訳書には、材料費、労務費、法定福利費（建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。）、安全衛生経費（建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）第10条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。）並びに建設業退職金共済契約（中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。）に係る掛金を明示するものとする。</p> <p>[注] 「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料をいう。</p> <p>3 [略]</p>	<p>5～9 [同左]</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>第2条 [同左]</p> <p>[項を加える]</p> <p>(請負代金内訳書及び工程表)</p> <p>第3条 [同左]</p> <p><u>2</u> 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。</p> <p>3 [同左]</p>

(工期の変更方法)

第25条 [略]

2 [略]

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第64条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第65条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(請負代金額の変更方法等)

第26条 [略]

2 [略]

3 発注者は、第1項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第64条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第65条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

4 [略]

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 [略]

2～8 [略]

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第64条に規定するあっせん若しくは調停を請求したこと又は第65条に規定する仲裁を申請したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの工事の

(工期の変更方法)

第25条 [同左]

2 [同左]

[項を加える]

(請負代金額の変更方法等)

第26条 [同左]

2 [同左]

[項を加える]

3 [同左]

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第27条 [同左]

2～8 [同左]

[項を加える]

(前払金の使用等)

第39条 受注者は、前払金をこの工事の

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。

材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。

備考 表中の [] の記載は注記である。